南和広域医療企業団
令和４年第１回総務委員会

開　　催　　日

令和４年８月２４日

南和広域医療企業団議会　令和４年第１回総務委員会

目　　次

○出席委員……1
○欠席委員……1
○傍聴者……1
○説明のため出席した者の職氏名……1
○職務のため出席した者の職氏名……2
○開会宣言……3
○会議録署名委員の指名……3
○審議事項確認……3
○１．付託議案について
（１）議第５号　令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）について……4
（２）議第６号　南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について……12
○２．報告事項……4
（１）令和３年度診療状況について……4
○３．その他……15
○審議終了……17
○継続審査申出……17
○委員長報告……18
○閉会宣言……18
○署名委員……19

南和広域医療企業団議会　令和４年第１回総務委員会会議録

令和４年８月２４日（水）午後２時１５分開会
午後３時００分閉会

出席委員（１２名）

委員長	銭谷春樹	副委員長	北　マユ美
委員	藤冨美恵子	委員	藤本昌義
委員	松田哲子	委員	脇坂　博
委員	別所誠司	委員	小西規夫
委員	和田晃裕	委員	玉岡紀生
委員	松本博行	委員	大丸仁志

欠席議員（１名）

委員　秋本登志嗣

傍聴者（３名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長	杉山　孝	副企業長	園田正行
副企業長	松本昌美	事務局次長	大西和徳
人事課長	米田　悟	財務課主幹	高橋修一
施設用度課長	辻村早希子	経営管理課長	中西哲也
医事課長	和田光司		

（吉野病院）

事務長　大谷　保

（五條病院）

事務長　佐々岡　正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　岡　眞啓　書　記　安満英之

書　記　成田篤　書　記　入江美津希

開会　午後　２時１５分

◎開会宣言

○銭谷委員長

ただいまから総務委員会を開会します。

本日の出席委員は１１名ですので、委員会条例の第１１条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は委員会条例第１５条の規定により、公開としていますので、傍聴を許可することでご了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は、全て着座のまま行っていきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

北委員、松田委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、説明のため当委員会に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行

います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

◎１．付託議案について

（１）議第５号　令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）について

２．報告事項

（１）令和３年度診療状況について

○銭谷委員長

初めに、「１．付託議案について」、審議を進めます。

議第１号「令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたしますが、関連する次第の「２．報告事項」の「令和３年度診療状況について」も併せて理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

委員長からご配慮をいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議第５号「令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）について」と、報告事項「令和３年度診療状況について」を説明させていただきたいと思います。

その前に、このたび南奈良総合医療センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症による院内感染、クラスターが発生いたしましたので、まずは、ご心配をおかけしている部分につきましてお詫びを申し上げますとともに、少しご報告をさせていただきたいと思います。

本年８月１８日に職員１名につきまして感染が判明し、その後、同じ日に入院患者１名と職員１名の感染が判明いたしました。感染状況から院内感染の可能性があると判断いたしまして、感染者が発生しました病棟の入院患者と職員の検査を実施いたしましたところ、新たに入院患者５名と職員６名の感染を確認したものでございます。月曜日の時点で患者６名と職員８名、併せまして１４名の感染を確認したものでございます。

病院の対応といたしまして、関係箇所の消毒、それから関係者の健康観察と検査範囲を

拡大しての検査を実施しております。それから、職員の健康管理と感染予防のさらなる徹底ということで、こういった会議であるとかカンファレンスの場でも、通常業務でも医療用のマスクということで、Ｎ９５のマスクを着用することにしております。それから、感染拡大防止のため、当該病棟の入退院を停止しているほか、全病棟の新規入院受入れを停止するとともに、救急搬送の受入れを停止したところでございます。本日の時点で、新たな感染者が出ておりませんので、本日から救急搬送の受入れにつきましては、一部再開をさせていただいたところです。

大変ご心配をおかけいたしますが、安全を確認しつつ、順次、再開してまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。

それでは早速、資料のほうの説明をさせていただきます。まず、水色の議案補足説明資料というのをお願いしたいと思います。報告事項（１）「令和３年度診療状況について」という資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。議第５号の関係で報告事項ということで「令和３年度診療状況について」を説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、１ページでございます。南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルス感染症患者の入院の受入れ状況でございます。現在、第７波と言われる状況にありますが、第７波に突入しつつある７月１９日までの状況をお伝えしております。南奈良総合医療センターは最大で４４床の専用病床を確保しているわけですが、これまでの入院患者のうち、左側の円グラフですけれども、約４０％の南和地域の患者さんをお受けしているという状況ですが、本年１月以降の入院の状況ですが、地域別の状況につきましては右側の円グラフにありますけども、第６波以降、約６割が南和地域の患者さんという状況になっています。現在も、本日の時点で陽性者３３名が入院しておりまして、うち２１名、約６３．６％ですけども、南和地域の患者さんが入院されているという状況です。

おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。２ページですけれども、発熱外来の状況になります。ドライブスルー外来も運営させていただいているところでございまして、ご覧のような状況で、本年１月からは第６波ということで、１日当たり１００人を超えるような状況でございまして、こちらも７月１９日までの状況をまとめてございますが、現在も、日によりましては１００人を超えるような状況が１か月近く続いていると

いう状況で、検査件数でいきますと、８月２２日には２０３名の検査を行ったという状況でございます。まさに、これまでとは違う感染状況が続いているという状況でございます。

おめくりいただきまして、３ページをお願いいたします。３ページでございますが、これは救急外来の利用状況、令和３年度１年間の状況になりますけれども、一番上の枠囲みのところでございまして、令和３年度は１万３，０１４件の救急外来がございまして、対前年度でプラス１６．５％増えているというような状況でございます。恐らくコロナによる影響であると考えてございます。このうち約８０％は南和地域の住民さんにご利用いただいているという状況です。

また、おめくりいただきまして、４ページをお願いいたします。４ページは、救急搬送の状況でございます。これも一番上の枠囲みのところでございますが、令和３年度中に南和地域管内で４，３８０件の救急搬送件数があったわけですけども、このうち３，１８６件につきまして南奈良総合医療センターに要請がありまして、２，８１９件、率に直しまして８８．５％の受入れをしたという状況でございます。右上のほうに、赤い丸で応需率の推移を記載しておりますけども、令和３年度は、やはり率としては下がっておりまして、恐らくコロナの影響で患者数が増えましたのと、コロナの専用病床を確保する必要がございましたので、ベッドの運用が大変難しい状況が続いておりましたので、９０％を少し割り込んでしまったのかなと考えております。資料の下のほうにも、これは小さな丸で書いておりますけれども、１日当たりの搬送件数というのを記載しております。再編前が平均で五條病院、大淀病院、吉野病院の合計で、平均５．７件の搬送件数であったわけですけども、再編後は倍程度で推移をしているという状況でございまして、２０２１年、令和３年度が特にコロナの影響もありまして、昨年を上回る件数をお受けしたというような状況でございます。

おめくりいただきまして、５ページでございます。５ページは、入院患者の状況でございます。令和３年度の入院患者の状況につきましては、赤色の折れ線グラフで記載しております。ここでは左上の南奈良総合医療センターのグラフをご覧いただきたいんですけれども、入院につきましては、５月から１０月にかけまして、１日当たりの患者数、落ち込んだ状態になっておりますけども、これは感染症病床を確保するため、５階東病棟を一時的に閉鎖したということによるものでございます。右側には市町村別の利用状況を記載させていただいております。

それから、またおめくりいただきまして、６ページをお願いいたします。こちらは外来

患者の状況でございます。こちらも令和３年度の患者数につきましては、赤色の折れ線グラフで記載しております。外来につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状態、令和元年度の状態にまで回復をしているのかなと考えております。右側に市町村別の利用状況を記載しております。また、後ほどご覧いただければと思います。

令和３年度の診療状況については、以上でございまして、より詳しくは次の１０月の定例会におきまして説明をさせていただきたいと考えてございます。

次に、令和４年第１回臨時会、議案説明資料、オレンジ色の資料をお願いしたいと思います。

それでは、おめくりいただきまして、１ページをお願いしたいと思います。令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）でございます。これにつきましては、本年度に発熱外来棟を建設させていただきたいということで、整備事業費３億円の予算をご承認いただいたところでございます。今回、その事業費の増額をお願いしたいというものでございます。

改めて、発熱外来棟の概要につきまして説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。小さくて恐縮でございますけども下のほうに平面図をおつけしております。まず、左側１階部分でございますけども、感染症専用の診療室を３部屋とＣＴ撮影室を整備する予定でございます。それから、右側が２階部分ということになってございます。２階部分は、現在、別々に場所が分かれている在宅診療部門と訪問看護ステーションを一体化いたしまして、さらに在宅への復帰を支援したいと考えております。これによりまして、南奈良総合医療センターからの退院を促進いたしまして、救急患者の受入れにさらに万全を期する体制を整備したいと考えております。今、高齢福祉施設の幾つかでコロナのクラスターが発生しておりまして、施設のほうにもなかなかお戻りいただけないという状況が続いております。やはり、退院されるとして、在宅にお戻りいただくということをしっかり支援してまいりたいと考えております。

それから、もう一つですけども、開設以来、臨床研修医と専攻医など、若い医師が大変多く集まっておりまして、当時から約２０名程度増えているというような状況でございます。その研修医のスペースというのが大変手狭になっておりますので、今回、併せてその研修環境の整備をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、今回、事業費が増額となる原因でございますが、実施設計の作成を昨年の１０月の議会でご承認いただきまして、実施設計に着手したわけでございますが、実施設計をし

ていく中で、実際の利用方法を具体的に想定しながら設計をお願いしたわけですけども、例えば在宅医療の利用者さんがお見えになるということで、身障者用のエレベーターの設置が必要であるとか、例えば、音が漏れないような相談用の個室の整備が必要であるということで、２階部分のレイアウトを変更できないかということで一部変えたり、また建設物価が１年で約２０％近く上昇しております。こういった事情によりまして、事業費が約９，０００万円増額する見込みとなっております。

この発熱外来棟の整備につきましては、感染症の収束というのが、なかなか見通せない中で、また今後も新たな感染症に備えて、できれば早期に整備をさせていただきたいと思っております。また、財源につきましても、今年度、国及び県から補助金を頂ける見込みでございますので、何とか整備をさせていただきたいと思っております。

財源につきましては、１ページにお戻りいただきたいと思います。企業団の病院事業債を予定してございますが、構成市町村のほうから過疎対策事業債によるご支援をいただける場合には、財源を構成させていただきたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第５号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

松田委員。

○松田委員

２階のほうに訪問看護及び在宅診療のほうの事務所を設置するということで、このエレベーター及び階段については、発熱外来の患者さんらと接するようなことがないような対応になっているんでしょうか。

それと発熱外来棟の出入り口について、感染している方、感染していない方が入るのにどのように区別をされているのか。

あと、イエローカードであったり、レッドカードになっている方の名前というのはどうなっているのか、その設定についてもちょっとご説明いただけたらと思います。

もう一つ、ＣＴを入れられるということで聞いて、こちらの頂いた資料、南和広域医療企業団議会のほうの第１回臨時会の提出議案の中に、機械備品購入費ということで１億８，４７６万円となっていますが、そこにＣＴが入っているのであれば、ＣＴについての費用

はどれぐらいになっているのか、ちょっとそこら辺の内訳を前のときには聞けていなかったので、併せて追加ということで教えていただけたらなと思います。

以上です。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

まず、エレベーターにつきましては、在宅医療の利用者さんしか使わないという前提にしております。当然、感染されている方が使うということはないと思っております。

それから、発熱外来を利用される場合の動線のご質問だったと思いますけども、２ページの平面図をご覧いただきたいと思うんですけども、１階平面図の、ちょうど図面でいくと上部のほうに、診療室１、２、３とそれぞれ扉がついてありますので、そこからの出入りになりますので、一般の方と交差するということはないと考えております。

それから３点目のＣＴの財源でございますけども、ＣＴの財源につきましては、当初予算で見込んでおりまして、その財源につきましては、コロナの補助金、国から１０分の１０の補助金を受けられる見込みにしております。

以上でございます。

○銭谷委員長

松田委員、よろしいですか。

○松田委員

そしたら病院改築事業費には３億１，０００万円、それと機械備品購入費１億８，４７６万円ということになっていますが、そちらの機械備品購入費の中にＣＴも含んでいるが、そちらはコロナの補助金で、１０分の１０で支出するということでよろしいでしょうか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○松田委員

了解です。

○銭谷委員長

和田委員。

○和田委員

エレベーターの仕様がアップというか、良いものになったんだと思うんですけども、元の値段がいくらで、仕様が上がっていくらになったのか教えていただけませんか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

元の値段が、整備事業費３億円で、エレベーターで約２，０００万円上がっておりまして、物価上昇分で約２０％を見込んでいる状況です。

○銭谷委員長

和田委員。

○和田委員

エレベーターの元の値段は、いくらですか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

元のエレベーターというご指摘があったんですけども、実は当初３億円と見込んでいた段階で、２階建てということで、当初は職員のみが利用するということでエレベーターは見込んでいなかったんです。今回、実際に実設計をしていく中で具体的な利用方法を想定して設計をやっていく中で、やはり一般の利用者さんがお見えになるということで、その方々に２階に上がっていただくためのエレベーターが必要になるということになりまして、追加でエレベーターの設置を考えたというところでございます。

○和田委員

最初はなかったということは、エレベーターだけは２，０００万円ということでいいんですか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

委員ご指摘のとおりでございます。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

松田委員。

○松田委員

さっき、エレベーター、階段を上るときには接しないように配慮のほうということで、多分、壁か何か入られないような設置の仕方をされるのかなと思うんですけど、ただ、今すごくコロナの検査もされており、先ほど、１日３００人検査されたと言われていますが、もしこっちに発熱外来を、去年のやつですけど、ここが救急外来に入るところの横に建てられるということで、そしたら訪問看護の方とか在宅の先生方が入るところと、その３００人も検査で来られた人と、同じようなところで、出入りが近いところになるんじゃないか、車を停める駐車場とかを考えたらと思うんですが、そのことについての混雑的なところとかはどうなんでしょうか。

それと、在宅診療、訪問看護で行かれているところは、寝たきりになって病院にも来られない方が多々おられるんですけど、訪問看護の方、在宅診療の先生方に、そのときに感染とかいう可能性はどうなのかなと思うと、そこが心配だなと思って、一応そのことだけ確認させていただけたらと思っております。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今の委員ご指摘のことは大変重要だと思っていまして、具体的な動線については、そういったリスクが起こらないように考えてまいりたいと考えています。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○松田委員

はい。そこはよく分かっておられるとは思うんですが、今、クラスターも発生して、入院の外来も救急もストップしないといけない状態になっているので、やっぱりそのことも併せて、発熱外来の上に、在宅診療を持ってくるというところは、やっぱり一番気をつけていただけたらなと思うところなので、よろしく配慮をお願いいたします。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

ほかに質疑のある委員はないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第５号「令和４年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第１号）について」を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第５号については、原案どおり可決することに決しました。

（２）議第６号　南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について

○銭谷委員長

次に、議第６号「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。理事者側からの説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、またオレンジ色の議案説明資料の、今度は３ページをお願いいたします。

それでは、企業団の病院事業に係る料金徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

資料３ページの改正趣旨のところでございますが、選定療養費と言いまして、紹介状なしで受診をされた場合に患者さんにご負担をいただく費用でございます。これにつきましては、厚生労働省の省令で療養担当規則というのがございますけども、この中で大学病院のような特定機能病院、それから南奈良総合医療センターのような２００床以上の地域医療支援病院につきましては、２年前、令和２年１０月からになりますけども、徴収が義務づけとなりまして、南奈良総合医療センターにおきましても、現在、５，０００円頂いているところでございますが、そういった経過がございます。

この経過につきましては、４ページにも記載しているところでございまして、今回、２年が経過したわけでございますけども、厚生労働大臣が定める最低金額というのがございまして、これが今回引き上げになりましたので、このために金額の値上げをさせていただきたいと考えております。

施行予定は、１０月１日からとなりまして、改正のご承認をいただきましたら、直ちに

広報、院内掲示であるとか、ホームページ、それから企業団の広報誌「はぴねすだより」というのが全戸配布でございますけれども、これらを用いりまして広報させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○銭谷委員長

ご苦労さんでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第６号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

説明をいただきました選定療養費、前回は専決ということで、議会としても後に状況を確認させていただきましたが、今回はしっかりと臨時議会ということで、事前に細やかな議論の場を取っていただいたと思っております。

１点だけ、参考という部分も含めてお尋ねさせていただきたいと思います。選定療養費、前回のときにも、私たちの南奈良総合医療センター、企業団においては、様々な診療科がございます。そこで、選定療養費ということで前回に地域に当該の診療科、しっかりとあるところ、ないところ、この近辺にいろいろと寄り添いの議論に努めていただきまして、南和地域でのいろんな状況を考慮し、全ての診療科に選定療養費を作られたわけではございません。当時も説明いただいておりますけれども、脳神経内科や小児科、精神科等々、産婦人科も含めまして、改めて選定療養費の算定の対象外となっております診療科のもう一度の確認させてください。

そして、当初は１，１００円ということでございました。前回、５，０００円ということでございますし、今回、７，７００円に今日の議会を経て可決した暁には、今後、ご周知をされていかれると思います。当然、かかりつけの病院を持っておられる方もおられますが、直接病院に来られ、そういう状況下のときに、紹介状がない場合に発生するのが選定療養費であると思います。

そこで１点、もし資料としておありであれば、参考ということで少し確認をしたいと思っておりますのが、当時、１，１００円、そして前回５，０００円でございます。次に確認をさせていただきたい診療科もありますけれども、この５，０００円になってから、選定療養費の発出、そういう負担をされている患者様の割合、今後、７，７００円になるわ

けであるわけでありますが、当然、紹介状があれば発生する費用ではございませんので、１，１００円から５，０００円、選定療養費が対象となった科において、どういう、折れ線グラフなり、状況が診療科によって変わってくるとは思いますが、参考ということの中で、もし確認できるようなものがあればお示ししていただきたいと思います。

以上です。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今、委員からご質問がありました選定療養費を取らない科につきましては、今回変更はございません。個別資料から科を申し上げますと、実質的に地域の外来診療を担っている診療科ということで、脳神経内科、小児科、精神科、それから脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、それから産婦人科につきましては従来どおり選定療養費は頂かない取扱いになっています。

それから、選定療養費の件数ですけれども、１，１００円のときは全ての方から、診療科にかかわらず頂戴していたわけですけども、２年前から徴収が義務づけになりましてから、今申し上げた診療科以外を紹介状なしで初めて来られた方については頂いていたわけですけども、それが令和３年度の実績で大変恐縮ですけども、令和３年度の実績で申し上げますと、１，３６０件の選定療養費を頂いていたという実績でございます。

以上です。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございます。この企業団に来られる患者様の観点ではご周知をしてくださっておりますけれども、「はぴねすだより」や窓口やいろんなところで周知をしてくださっているものの、まだまだ認識が隅々までいっていないという状況ですし、そこでこの診療報酬の改定により、選定療養費が上がるわけですが、しかし、我が企業団におきましては、今、答弁いただきましたように、精神科も含め、産婦人科も含め、しっかりと患者さん目線で選定療養費の対象外にするという部分をかなり作ってくださっておりますので、ここの部分は大変ありがたいことだと思っております。直接来ても診ていただけるということでありますので、引き続きお願いさせていただきたいと思います。

その中で、内科、総合診療科、外科、整形外科、救急科においては、この選定療養費の対象になるというわけであり、その件数が令和３年度は１，３６０件となっております。ここには救急科がございますので、ここはやはり夜間やまた土日、開業医が閉まっているときには、車に乗って、救急車のみならず、救急科のほうでお世話になるということもありますので、そこのところは、やはりこの料金が発生するというのは必然であるのかなと思っております。

今回、７，７００円にまた変わるわけでありますが、引き続きのご周知とともに、少しでも選定療養費ということが、あっ、お金が要るんだという部分にもつながりますので、またしっかり、私自身も、私たちも周知をしていきたいと思いますし、特段の配慮をしてくださっている部分も併せて啓発をしていくのが大事だなと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第６号「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第６号については原案どおり可決することに決しました。

◎３．その他

○銭谷委員長

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は、挙手をお願いします。

藤本委員。

○藤本委員

すみません、藤本です。遅れてきて申し訳ございません。途中で入りましたので、質問はしませんけれども、お願いなんですけども、工事の件で、３億９，０００万円近い工費なので、当然、週１回の工事事業者と発注者側、管理者の工程会議があると思います。工程会議の後には、切り分かれて分科会等がございます。この事務局にその建築の専門職の方はいらっしゃいませんし、電気、機械も多分嘱託の方ぐらいだろうかなと思っています。工期的に半年というのは、多分これ正月を挟んで、最後の検査とかを含めた実質５か月あるかないかぐらいになる。当然、このぐらいの規模の工事ですので、途中で設計変更は絶対に出てきます。ですから、ワンデイレスポンスができるような形の監督体制を取っていただいて、できたら建築で総括監督員ができるぐらいの人を県から何とかしていただいて、できるだけ進捗よく工事を進めていただかないと、多分、３月に工事が終わらないのかなと、私の経験上で話をさせていただいています。ですから、ちょっとそういう形で県にご協力をお願いして、工事を進めていただきたいという旨の発言です。

以上です。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

貴重なご指摘ありがとうございます。厳しい財源の中でやりくりをして、どうしても要る建物をできるだけ早期に。今はコロナがあります、ただコロナだけじゃなくて、仮にコロナが落ち着いたとしても、次にまたどのような感染症が広がるか分からない。私は去年着任させていただいて、ちょうど５月、６月辺りが第４波でコロナが非常に重篤で厳しくなったときに、私どもの救急センター、そこにコロナの患者さんも来られるし、通常の救急車で重篤な患者さんも来られる、その方々を、ある意味ちょっと同じゾーンで診療せざるを得ないという状況があったので、そこが交差感染というか、感染の発生源になるというのは何としても避けたいという思いから、隣接地に救急外来棟を建てて、将来的にもその辺のリスクを少しでも下げたいという思いから計画をさせていただいている。ですから、片方ではできるだけ早く作りたいというところから、今、委員ご指摘のとおり、半年、実質半年もないという工期の中で、片方でかなり専門的な知識も要る。そうでないと、建てればいいということではなくて、当然設計どおり、手抜きもなくて、きちっとしたもの作っていただくというのがどうしても必要だと思います。

今、ご指摘のように、企業団の中には、設備関係の職員は、嘱託という身分ですけど、複数配置させていただいていますけども、建築、土木の技術者はいないというのが実情ですので、今、ご意見を賜りましたので、県のほうに、何らかの形でサポートしていただけるように、ちょっと早急に相談をさせていただいて、いい建物をきちっと作るということで全力を傾けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

以上で、その他事項の質疑等を打ち切ります。

◎審議終了

○銭谷委員長

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

◎継続審査申出

○銭谷委員長

続きまして、会議規則第６７条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第４条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第４条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第４条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることに決しました。

◎委員長報告

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。

議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がありませんので、不出来な面はご容赦いただきますようお願いします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

閉会　午後３時００分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

令和４年８月２４日

委　員　長　銭　谷　　春　　樹

署　名　委　員　北　　マ　ユ　美

署　名　委　員　松　田　　哲　　子